

国外転出届

1年以上国外に滞在される皆様へ



松山市から国外で1年以上滞在する予定がある場合は、事前（転出予定日の1か月前から可）に松山市へ国外への転出の届出が必要です。※1年は目安です。

窓口にお越しの方は、**本人確認書類**（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）、代理人の場合は**委任状**もお持ちください。※代理人とは、本人、世帯主、法定代理人以外の方です。

※転出届後に転出を取りやめた場合は「転出取止め」の届出が必要です。

の項目については、市民課・各支所で手続きできます。
 ※項目内の①は市民課、②は中島支所、③は北条支所です。
 ※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は、他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。

関連する主な手続

項目	内容	担当課 (市外局番 089)	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	○手続は必要ありません。 *転出予定日で自動的に登録が抹消されます。	市民課 948-6338 (本館1階)	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	○返納届【マイナンバーカード】 *カードに国外転出の記載をしてお返しします。 ◆帰国されたら…再交付申請【国外転出前のマイナンバーカード】 (受付は市民課のみ) *カードがない場合は有料	市民課 948-6569 (本館1階)	
	<input type="checkbox"/> 電子証明書		○手続は必要ありません。(自動で失効します。)
<input type="checkbox"/> 通知カード	○返納届【通知カード】 *国外転出したことを記載してお返しします。		
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	○返納届【住民基本台帳カード】	市民課 948-6337 (本館1階)	
健康保険	<input type="checkbox"/> 松山市国民健康保険	○以下の手続が必要な場合があります。 *保険料の再計算又は精算が必要になる場合があります。 *転出予定日の翌日以降に国保証を使用して医療機関等にかかった場合、松山市が負担した医療費を請求させていただくことがあります。 *保険証は転出日以降に返還又は処分してください。	健康保険課 948-6363 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療	○被保険者証はお返してください。 *保険料を再計算し、後日お知らせしますので、国内の送付先を届出してください。	健康保険課 948-6941 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> その他の健康保険 (市役所以外の手続)	○松山市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険にご加入の方は、それぞれの保険者(勤務先など)にてご確認ください。	
年金	<input type="checkbox"/> 国民年金	○資格喪失届(転出予定日の翌日で喪失) 【年金手帳又は基礎年金番号通知書】 *転出後も引き続き加入する場合は、任意加入手続 *納付協力者がいない場合は、年金事務所で手続	保険給付・年金課 948-6356 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> その他の年金 (市役所以外の手続)	○厚生年金等(2号)被保険者・厚生年金等の被扶養配偶者(3号)は、それぞれの勤務先にてご確認ください。	
	<input type="checkbox"/> 公的年金受給者	○各支払者(国民・厚生・船員年金は年金事務所、共済年金は各共済組合)へお問い合わせください。住所変更が必要な場合は、「住所変更届」をご提出ください。	松山東年金事務所 946-2146 松山西年金事務所 925-5105
<input type="checkbox"/> 市立小中学生(保護者)	○現在の学校へ連絡 ◆帰国されたら…転入届前に学校教育課へ相談	学校教育課 948-6870 (第4別館3階)	
<input type="checkbox"/> 児童手当 (公務員を除く)	○(受給者が転出する場合)消滅届 *転出予定日の属する月分まで松山市から支給されます。 ○(受給者が変更になる場合)認定請求 【請求者名義の口座が分かるもの・請求者の健康保険証など】 *以下の場合はご相談ください。 所得超過で手当の受給資格を消滅している方が国外転出し、配偶者が国内で児童を養育する場合・児童が国外に留学する場合。	子育て支援課 948-6354 (別館2階)	

項目	内容【】内は、手続きに必要なもの	担当課 (市外局番 089)	
医療費助成	<input type="checkbox"/> 重度心身障がい者 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <small>※⑤は除く</small>	<p>○受給者証はお返してください。 *転出予定日以降は使用できなくなります。</p> <p>◆帰国されたら…それぞれ該当する方は申請が必要 *重度心身障がい者【受給者の保険証・身体障害者手帳又は療育手帳】 *子ども【子どもの保険証】 *ひとり親家庭【親と子の保険証・親と子の戸籍謄本など】 (世帯状況等により異なります。)</p>	障がい福祉課 948-6936 (別館1階) 子育て支援課 948-6888 (別館2階)
	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <small>※④でも可</small>	<p>○資格喪失届【児童扶養手当証書】 ◆帰国されたら…父母の離婚等により18歳以下の児童を引き取り養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合に支給されます。 【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の銀行通帳】 *状況によって必要書類が増える場合があります。</p>	子育て支援課 948-6845 (別館2階)
	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳	<p>○手続は必要ありません。 *松山市の予防接種手帳、妊産婦・乳児一般健康診査受診票、個別妊婦歯科健康診査受診票などは使用できなくなります。</p>	すくすく支援課 911-1821 (保健所1階)
<input type="checkbox"/> 愛顔っ子応援券(おむつ券)	<p>○(対象乳児が国外転出した場合)未使用券をお返してください。 【おむつ券】</p>	子育て支援課 948-6418 (別館2階)	
<input type="checkbox"/> 身体障害者療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	<p>○手続は必要ありません。</p>	障がい福祉課 948-6369 (別館1階)	
<input type="checkbox"/> 介護保険	<p>○被保険者証はお返してください。 *負担割合証・負担限度額認定証をお持ちの場合も同様 ○保険料の精算手続が必要です。</p>	介護保険課 948-6919 (別館2階)	
<input type="checkbox"/> 飼い犬など	<p>○(動物を国外へ連れて行く場合)動物検疫所で手続 ○(犬を国外へ連れて行く場合)犬の登録削除の手続【鑑札】 ○(犬は転出しない場合)犬の所有者変更届【登録番号の分かるもの】</p>	生活衛生課 911-1862 (保健所1階)	
<input type="checkbox"/> 各種市税 <small>※④・⑤でも可</small>	<p>○市県民税・固定資産税は1月1日を、軽自動車税は4月1日を基準日として1年分の税金が賦課されます。未納額(納期未到来分も含む。)がある場合は、事前に納税課へご相談ください。</p>	納税課 948-6277 (本館2階)	
<input type="checkbox"/> 固定資産税	<p>○納税管理人申告の手続 ◆帰国されたら…納税管理人の廃止手続</p>	資産税課 948-6312 (本館2階)	
<input type="checkbox"/> 投票(在外選挙制度)	<p>○選挙人名簿に登録等されている人は、出国前に選挙管理委員会で「在外選挙人名簿」への登録移転申請をし、出国後に在外公館等に「在留届」を提出すれば、国政選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に投票できます。【旅券(パスポート)番号が分かるもの及び本人確認書類】 (注)居住する国の在外公館でも「在外選挙人名簿」への登録申請ができます。</p>	選挙管理委員会事務局 948-6619 (第4別館2階)	

【帰国後に1年以上松山市に滞在される皆様へ】

帰国後に1年以上松山市に滞在する予定がある方は、転入の届出(帰国の日から14日以内)が必要です。

※国外に住所を移している方が一時帰国している場合で、一時帰国の滞在期間が1年未満のときは、原則として国外に住所があるものとして扱いますので、転入の届出をする必要はありません。

※松山市以外に転入される場合は、転入先で必要書類をご確認ください。

《帰国して、松山市へ転入の届出をする際に必要なもの》

●**転入する方全員のパスポート**(※入国時に自動化ゲートを利用され、パスポートにスタンプがない場合は、航空機の半券などの帰国日の分かるものも必要)

●**戸籍謄(抄)本(本籍地が松山でない方のみ)** ●**戸籍の附票(本籍地が松山でない方のみ)**